

駐車監視員活動ガイドライン

(平成19年1月)

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされていません。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯において巡回し、放置車両の確認等を実施する。

重点路線

路線 (区間)	重点時間帯
国道50号(三河町二丁目栄橋～天川大島町交差点)及びその周辺	終日
(主)前橋大間々桐生線(三俣町交差点～西片貝町交差点)及びその周辺	終日
市道東部バイパス(天川大島町交差点～日吉町四丁目)及びその周辺	終日

重点路線

重点地域

地域	重点時間帯
文京町周辺(天川原町交差点～郵便局前交差点～朝日町東交差点～国道50号栄橋～端気川～朝河橋～JR両毛線高架橋～本町交差点南を結ぶ区域)	終日
前橋東警察署周辺(朝日町東交差点～郵便局前交差点～並木入口交差点～天川大島町交差点を結ぶ区域)	終日
朝日町周辺(国道50号線栄橋～天川大島交差点～児童文化センター北東交差点～前橋子ども公園北西交差点～広瀬川～端気川橋を結ぶ区域)	終日

重点地域

群馬県前橋東警察署